

ワンモアベビー支援(第3子以降の児童応援)

保育料等減免申請書

令和 年 月 日

(宛先)松阪市長

保護者(申出人)

住所 _____

名前 _____

TEL _____

利用児童(ワンモアベビー支援対象児童)

名前 _____

生年月日 年 月 日

(※在園児のみ記入)

支援対象年度 令和6年度

在籍園名 園

18歳に達する日以後最初の3月31日まで(対象年度において高校3年生相当まで)の生計を一にする兄もしくは姉が2人以上おり、利用児童がワンモアベビー支援対象であることを申し出、保育料及び副食費の減免を申請します。

◆ 上記の利用児童を除いた18歳未満(R6年4月1日時点)の子どもを、ご記入ください。

子どもの名前	生年月日	住所 (別居の場合のみ)

【添付資料】 記入した子どもが松阪市外に居住している場合、戸籍謄本を添付してください。

ワンモアベイビー支援 保育料・副食費の減免について

「ワンモアベイビー支援」とは・・・

支援対象となる方の「保育料」及び「副食費(給食費のうちのおかず・おやつ代)」が無料になる松阪市独自の制度です。

子どもが3人以上いる場合、よくご確認ください。
支援対象となる場合は、裏面の申請書をご提出ください。
※対象とならない場合は、申請書の提出は必要ありません。

○ 対象になる子ども

・支援対象年度の4月1日時点で18歳未満(18歳に達する日以後最初の3月31日まで)の兄弟が2人以上いる(第3子以降である)、市内の保育園・認定こども園・幼稚園・小規模保育事業施設を利用する子ども。

※ 令和6年度は、平成18年(2006年)4月2日以降に生まれた子どものうち、第3子以降の子ども

○ 無料になるもの

・令和6年 4月分 から 令和7年 3月分 までの

・市内保育園・認定こども園の0～2歳児クラスの子ども	・・・	保育料 0 円
・市内保育園・認定こども園・幼稚園の3～5歳児クラスの子ども	・・・	副食費 0 円

(注) 令和6年5月以降に提出された場合は、提出された月分から適用します。

○ 必要な手続き

・裏面の「ワンモアベイビー支援申請書」をご提出ください。(きょうだいで対象となる場合、ひとり1枚ずつ必要です。)

・提出先は、松阪市役所こども未来課または各地域振興局地域住民課です。

お問い合わせ先 松阪市役所 こども未来課 保育幼稚園係 TEL0598-53-4083
0598-53-4084